

平成 26 年度地方税制改正等に関する地方財政審議会意見

平成 25 年 11 月 22 日

地方財政審議会

当審議会は、平成 26 年度地方税制改正等への対応について検討した結果、次のとおり結論を得たので、総務省設置法第 9 条第 3 項の規定により意見を申し述べる。

はじめに

本年 10 月 1 日、「消費税率及び地方消費税率の引上げとそれに伴う対応について」が閣議決定され、消費税率（国・地方）については、平成 26 年 4 月 1 日に 5%から 8%へ引き上げることが確認された。社会保障・税一体改革は着実に実行の段階に進んでいるが、「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」（以下「税制抜本改革法」という。）第 7 条に列挙された消費課税、個人所得課税、資産課税、法人課税その他の国と地方を通じた税制に関する検討すべき課題がある。

これらの課題の中には、所得税の最高税率の引上げなど、平成 25 年度税制改正で結論を得たものもあるが、平成 26 年度以降の税制改正の過程で議論されるものも多い。その際、地方分権改革の観点からの税制の構築も忘れてはならない重要な課題である。今後の地方税制改正の検討に当たっては、これまでの議論も踏まえつつ、地方税の原則に立ち戻り、地方税のあるべき姿に向けた検討が行われなければならない。

当審議会は、このような基本認識の下に、今後の地方税制改正の議論に資するよう、中長期を視野に入れた「第一 今後目指すべき地方税制の方向」と、当面の課題に対応するための「第二 平成 26 年度地方税制改正等への対応」をまとめた。

第一 今後目指すべき地方税制の方向

1 地方税のあるべき姿

租税の本来の機能は、公共サービスを提供するための資金を調達することにある。地方税は、地方自治体が地域に必要な行政サービスを確実に提供できるよう、十分確保されることが必要である。

また、租税は公平でなければならない。地域住民や地域社会で活動する人々が相互に負担し合うという会費的性格を持つ地方税には、受ける便益に応じて課税する応益課税の考えがより求められる。

地方分権改革を推進する観点からは、地方税制の自主性・自立性を高めていかなければならない。地域に密着した基礎的な行政サービスを提供するための財源としての地方税は、景気変動に左右されない安定性や税源が一部の地域に偏らない普遍性も備えていなければならない。

こうした地方税の原則に沿った地方税のあるべき姿についての考え方は次のとおりである。

(1) 今後増大する地方の財政需要を賄うための地方税の充実

地方が行うサービスに必要な費用は、自分たちが負担する地方税で賄う。それが自治の理想の形である。しかし、現行の地方税制はそれに十分に対応できていない。地方歳入決算額に占める地方税の割合は、約 34%（平成 23 年度決算）にとどまっている。

さらに、地方自治体が身近なところで果たす医療、介護、子育て、障害者福祉などの社会保障サービスは、今後ますます増加が見込まれる。地球温暖化対策などの環境対策においても、地方が重要な役割を果たすことが期待されている。

このため、地方税は、地域に必要なサービスを確実に提供できるよう、十分確保されなければならない。地方が担っている仕事量（歳出）の方が国の仕事量（歳出）よりも多い現状に鑑みれば、国と地方の役割分担

に応じて、国と地方の税源のあり方を見直すことも必要である。

また、国が地方税の減収を伴う施策を実施する場合には、地方税を中心とした恒久的な歳入確保措置により、それに見合う安定的な財源が確保されなければならない。この点、フランスでは、地方歳入に占める自主財源（主として地方税収入）の比率を一定以上に維持すること、国の政策による地方の負担増を伴う権限の移譲や創設・拡充について、国が財源の手当をすることが、憲法及びそれに基づく組織法において明確に定められている。また、アメリカでは、連邦政府が財源措置することなく州政府や地方政府に強制事務を命じていた仕組みを抜本的に改めるための法律が制定されている。

（２）分かち合いとしての地方税制の公平性の確保

公的サービスによる便益は、社会の構成員が広く享受するものであることから、租税は広く公平に分かち合うことが必要である。特に、地域住民や地域社会で活動する人々が相互に負担し合うという会費的性格を持つ地方税は、応益課税がふさわしい。

経済政策は歳出により対応することが基本である。税制を経済政策の手段として用いることは、税負担の公平の原則を歪めるものであり、真に必要な場合に限るべきである。特に、応益課税の性格の強い地方税では、事業税の社会保険診療報酬に係る実質的非課税措置や、医療法人に対する軽減税率を含む税負担軽減措置等については、可能な限り行うべきではない。

（３）地方分権改革の観点からの地方の自主性・自立性の強化

地方分権改革を進める観点からは、地方自治体の歳出のみならず歳入面でも自主性が発揮できるよう、課税自主権の拡大を進めるべきである。

地方税の税負担軽減措置等は、地域の実情と関係なく全国一律に税負担が軽減されることから、地方の自主性・自立性を損なう場合がある。

このため、仮に地方税で税負担軽減措置等を導入する場合には、地方が地域の実情に応じて税負担の軽減割合などを自主的に定めることのできる、地域決定型地方税制特例措置（「わがまち特例」）を活用すべきである。

（４）税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築

地方自治体は、地域の実情が様々に異なる中で、社会保障など住民生活に密着した基礎的な行政サービスを広く担っており、安定的な財政基盤を確立する必要がある。このため、地域間の税収格差が拡大しないよう、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系を構築することが必要である。財政力の弱い地方自治体にとって貴重な財源となっている税の安易な軽減は、税収格差を拡大する恐れがあり、慎まなければならない。

２ 社会保障・税一体改革の着実な推進

税制抜本改革法等の円滑かつ着実な施行を図ることにより、社会保障分野において重要な役割を果たしている、地方自治体に必要な社会保障財源を確保していかなければならない。税制抜本改革を進めていく上では、地方分権改革を推進するための税制を構築するという視点が重要である。国と地方の役割分担を踏まえるとともに、地方が自由に使える財源を拡充するという観点から、国と地方の税源のあり方を見直していくべきである。

社会保障・税一体改革は、国と地方を通じた社会保障の安定財源の確保と、財政の健全化を同時達成する観点から行うものである。このような一体改革の趣旨からすれば、税制抜本改革法に掲げられた個別間接税のあり方を見直しにおいて、地方の減収につながる見直しは可能な限り行うべきではない。個別間接税の課税目的や果たしている役割に、十分

留意することが必要である。

また、消費税率の引上げにより広く国民に負担をお願いしている以上、特定分野のみ税負担を軽減することについては、慎重でなければならない。

税制の抜本改革が行われるまでの暫定措置として創設された地方法人特別税及び地方法人特別譲与税については、地方消費税率の引上げ時期を目途に抜本的に見直すとともに、地方法人課税のあり方を見直すことにより、地域間の税源偏在の是正の方策を講ずることとされている。このため、当審議会に「地方法人課税のあり方等に関する検討会」を設置し、国・地方の税制全体を通じた幅広い検討を専門的見地から行い、今月6日に報告書を取りまとめた。本報告書が、今後の地方法人特別税・譲与税制度及び地方法人課税のあり方の見直し等に資することを望むものである。

車体課税については、税制抜本改革法第7条において、国及び地方を通じた関連税制の在り方の見直しを行い、安定的な財源を確保した上で、地方財政にも配慮しつつ、簡素化、負担の軽減及びグリーン化の観点から見直しを行うとされている。このほか、平成25年度与党税制改正大綱（平成25年1月24日自由民主党・公明党）においても、車体課税の見直しの方向性が示されているところである。これらを踏まえ、自動車関係税制の見直しに関し専門的な検討を行うため、当審議会に「自動車関係税制のあり方に関する検討会」を設置し、議論を重ね、今月6日に報告書を取りまとめた。本検討会の意見が今後の地方税制改正の議論に生かされることにより、地方税のあるべき姿に資するよう期待したい。

消費税率の引上げに際し、低所得者に対する適切な配慮を行うため、暫定的・臨時的な措置として、簡素な給付措置を実施することとされている。簡素な給付措置の実施に当たっては、その主体となる市町村の意見を十分に聞き、市町村の事務・費用の両面の負担に配慮することが必

要である。

また、軽減税率の導入については、適用対象を合理的に設定することが困難であること、社会保障財源となる消費税率引上げによる増収分が目減りすること、インボイス方式など区分経理を導入することが必要となり、事業者、特に中小事業者の負担が増大することなど、様々な課題が存在する。公営企業の会計上の事務負担が増大することにも留意し、慎重に検討すべきである。

3 地方税のグリーン化

地球温暖化対策は、我が国のみならず地球規模の課題である。欧州諸国を中心とした諸外国では、1990年代以降、地球温暖化の要因となっている燃料などのCO₂排出源に対する課税強化などの施策が推進されている。地球温暖化はグローバルな課題であるが、その対策はローカルで考えなければならない。

多くの都道府県では、森林環境保全や水源環境の保全・再生などを目的に、個人住民税均等割に係る超過課税（森林環境税）を実施している。また、産業廃棄物の発生を抑制することなどを目的に、産業廃棄物税など法定外税の導入が広がっている。このように各地域が創意工夫をこらして、風土にあった循環型の税制を推進することが求められている。

地方税においては、自動車取得税における低燃費車に対する軽減措置や、環境性能の優れた自動車の税負担を軽減し、一定期間経過した自動車の税負担を重くする「自動車税におけるグリーン化」など、国税に先駆けて、環境配慮型の税制を構築してきたところである。今後さらに、地方税体系全体を、環境への負荷に応じた課税の割合を高める形に改めていかなければならない。こうした地方税のグリーン化は、汚染者負担の原則に沿うものである。環境の保全を図るために、地方自治体が提供

するサービスからの受益に応じた税負担を求めるという意味で、応益課税の原則とも整合的である。

第二 平成 26 年度地方税制改正等への対応

1 地方法人課税のあり方

(1) 地方法人課税のあり方等に関する基本的な認識について

地方自治は、自分たちが納める税でサービスが賄われることが原則である。受益と負担の関係などから、偏在性が小さく税収が安定した地方税体系を構築することが重要である。その上でなお存在する地方自治体間の財源の不均衡の調整は、地方交付税制度で対応することが原則である。

地方法人特別税・譲与税制度は、将来的な消費税 1%相当額との税源交換等を念頭に、税源偏在・財政力格差を早急に是正するために「偏在性の小さい地方税体系を構築するまでの間」の暫定措置として創設された異例の措置である。

地方法人課税は、受益に応じた負担を法人の事業活動に求めるためにも引き続き重要な役割を担うべきである。地方法人課税には、法人の所得を課税対象とする地方法人所得課税と、法人の事業活動規模などに即した外形的な基準による課税がある。このうち、地方法人所得課税については、税収の偏在性が大きく年度間の税収の変動が大きいことなどから、自治体の安定的な財政運営に大きな影響を与えている。税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系を構築する観点から、都道府県及び市町村の法人住民税法人税割は交付税原資化、法人事業税所得割は外形標準課税の拡充（付加価値割の充実等）を目指すことが求められている。

(2) 地方法人課税のあり方等に関する見直しの方策について

地方消費税率の引上げにより、不交付団体の財源超過額は拡大し、不交付団体と交付団体間の財政力格差が拡大することから、偏在是正のための措置が必要である。その方策として、地方消費税の充実又は消費税に係る地方交付税法定率分の地方消費税化と、法人住民税法人税割の地方交付税原資化による税源交換を基本的な目標とすべきである。

一方で、今回の税制抜本改革においては、既に地方消費税の税率引上げが決定していることを踏まえ、税制抜本改革法第7条第5号口の規定に基づき、法人住民税法人税割の一部の交付税原資化を図ることを検討すべきである。

地方法人特別税・譲与税制度については、異例の暫定措置であることから、廃止の上、法人事業税に復元することを基本に検討すべきである。しかしながら、法人住民税法人税割の交付税原資化の規模が一定の範囲内に留まる場合には、暫定措置として、現在と同様の偏在是正制度を補完的に措置せざるを得ない場合もあるのではないかと考える。

(3) 法人実効税率の見直し議論について

「民間投資活性化等のための税制改正大綱」(平成25年10月1日自由民主党・公明党)(以下「与党税制改正大綱」という。)においては、「法人実効税率の在り方について、今後、速やかに検討を開始する」とされている。

法人実効税率の議論においては、法人実効税率の引下げを地方法人課税の引下げで実現すべきとする意見もある。しかし、現下の厳しい地方財政の状況に鑑みれば、単なる法人の負担軽減にとどまるような地方法

人課税の見直しを行う余地はない。与党税制改正大綱においても、「法人実効税率引下げが雇用や国内投資に確実に繋がっていくのか、その政策効果を検証する必要がある」、「課税ベースの拡大や、他税目での増収策による財源確保を図る必要がある」と指摘している。加えて、地方法人課税は、法人がその事業活動において、地方自治体の行政サービスから受益していることを踏まえ、受益に応じた負担を法人の事業活動に求めるものであること、経済政策は国の責任において行うべきものであること等についても十分留意すべきであると考えられる。

一方、法人実効税率の議論は、法人実効税率の引下げにつながる法人事業税所得割の付加価値割化や、より偏在性の小さい地方税の確保等により、偏在性の小さい地方税体系の構築を図る方策を検討する機会でもあると考えられるが、結果として、財政力の高い団体への税源の偏在が高まることがないように、バランスのとれた方策をとる必要があることに留意すべきである。

2 車体課税のあり方

(1) 今後における車体課税の基本的な方向性

車体課税は、地方税では基幹税目の一つとなっている。これに対し、関連業界等から、車体課税が何種類もあり、負担が重複しているのではないかなどの主張がある。

この点については、国、都道府県、市町村のそれぞれが役割分担に応じて様々な行政サービスを提供しており、このような行政サービスに要する費用は、自動車関係諸税の税込より大きいことは明らかである。それぞれの行政主体が、自動車に課税を行う根拠は十分にあると考えられる。

車体課税の人口一人当たりの税収額は、都市部よりも地方部の方が高い傾向にあり、偏在性の小さい地方税体系の構築の観点からも重要な税であり、一定の税収を確保することが必要である。今後、消費税率の段階的引上げに伴って、広く国民に負担をお願いする中で、自動車に関する税負担のみを軽減することについては、慎重な検討が必要である。

CO2 排出抑制に向けて、汚染者負担の原則からも、地方税体系全体を、環境への負荷に応じた課税の割合を高めるという「地方税のグリーン化」を進めることが必要である。自動車税において、自動車取得税が有するグリーン化へのインセンティブをより強化した、環境性能等に応じた課税が求められている。その際、代替財源の確保とともに、負担軽減の対象の重点化を図るなどの検討が必要である。

(2) 環境性能等に応じた課税についての提案

課税のタイミングとしては、「自動車登録期間全体」、「取得から最初の継続検査までの3年度間」、「購入時に初年度特例課税(First Year Rate)を実施又は環境性能割を導入」の3案が考えられる。購入時点の差が最もインセンティブとして効果的であることから、「購入時に初年度特例課税(First Year Rate)を実施又は環境性能割を導入」がグリーン化機能が最も強いと評価できる。

一方、課税の方法としては、「現在の排気量割に加えて、燃費性能を課税標準とした課税」、「現在の排気量に応じた税額を、燃費に応じ補正した課税」、「燃費値及び取得価額(一定額の基礎的な控除を導入)をベースとした課税」の3案が考えられる。消費者の購買行動に大きな影響を与える取得価額を考慮することが、環境インセンティブを最も効果的なものとすることから、「燃費値及び取得価額(一定額の基礎的な控除を導入)をベースとした課税」が最もグリーン化機能が強いと評価できる。

(3) 車体課税に関するその他の課題について

税制抜本改革法においては、自動車取得税及び自動車重量税については、関連税制を見直すことにより、代替財源の確保を検討することとしている。自動車税における環境性能等に応じた課税のほか、地方税の車体課税の見直しの中で、税収を確保することを検討しなければならない。その際には、負担の公平の観点から見て、著しい不均衡があるようなものについて、その是正を図ることによって税収を確保することを基本とし、さらに、環境性能の劣る自動車への重課等も検討し、全体として、税収中立となるよう制度設計を行うべきである。

そのような観点から、自動車税において営業用自動車の税率が自家用自動車の税率よりも低いいわゆる営自格差（現状3倍程度）の適正化、「グッド減税・バッド増税」の考え方に立った環境性能の劣る自動車に対する自動車税の重課強化、軽自動車税の負担水準の適正化等についても考慮する必要がある。

(4) 円滑な制度移行のための経過措置等について

円滑な制度移行のための経過措置等に関する提案として、消費税率8%段階では、自動車取得税の税率引下げではなく、一定の燃費基準を満たしている自動車に対して基礎控除を導入することが望ましい。

3 地球温暖化対策のための地方財源の確保

本年9月、気候変動に関する政府間パネル（IPCC）が公表した報告書において、地球温暖化の進行が明白であることが確認された。地球温暖化の進行に伴い、猛暑、豪雨、熱帯低気圧の強度の増大等の災害リスクの増加をはじめ、自然生態系や農業・水産業等の様々な分野で、影響が拡大するとみられている。地球温暖化は、地球規模の危機であるが、

その対策は自然環境や社会状況などの地域の特性に応じ、それぞれの地域でも進めなければならない。

我が国では、京都議定書目標達成計画において、国・地方がそれぞれの役割分担に応じて対策を推進することが求められた。地方においては、エネルギー起源 CO2 排出抑制対策や森林吸収源対策といった地域の特性に応じた様々な分野で、多くの事業を実施してきている。京都議定書目標達成計画が終了した現在においても、同等以上の取組の推進が求められている。こうした中で、国においては、地球温暖化対策を推進する観点から、平成 24 年 10 月より、全化石燃料を対象とした石油石炭税の税率を上乗せする措置を導入しており、平成 26 年 4 月には税率を引き上げることとされている。

地球温暖化対策に係る諸施策の多くを地方自治体が担っていることから、石油石炭税の上乗せ分について、地球温暖化対策に果たす役割に応じた一定割合を地方へ譲与するなど、地方の財源を確保・充実する仕組みをつくるべきである。

4 固定資産税のあり方

(1) 償却資産に対する固定資産税

「日本再興戦略」(平成 25 年 6 月 14 日閣議決定)に盛り込まれている民間投資を活性化させる税制措置等の一環として、償却資産に対する固定資産税の「抜本的見直し」を求める要望が関係省庁から出されている。

固定資産税の償却資産課税に関する税制措置については、与党税制改正大綱において「幅広い観点から、引き続き検討する」とされたところであるが、当審議会としては、当該要望は以下のとおり問題が多いと考えている。

そもそも固定資産税は、固定資産の保有と市町村の行政サービスとの受益関係に着目して、応益原則に基づき、資産価値に応じて所有者に課する財産税である。シャウプ勧告に基づき、市町村の独立税として創設されたものであり、市町村の基礎的行政サービスを支える非常に重要な基幹税である。

そのうち償却資産に対する固定資産税は、制度発足以来、企業等が事業活動を行うに際して、当該事業に対する市町村からの受益度を示すものとして、事業用の土地や家屋と一体に課税客体とすることが適当との考えで課税されているものであり、市町村の安定的な自主財源として定着している。

この課税の根拠に関しては、制度の発足時に、法人税や所得税の計算において資産の過大評価を防止するとの観点も踏まえて本税を設け、土地及び家屋のみならず広く減価償却の可能な資産をも課税対象とするとの考えがあった点にも、留意すべきである。

租税を経済政策の手段として活用することについては、真に必要な場合に限るべきである。仮に、国の経済政策の一環として租税特別措置を講じる場合には、基本的には国税で対応すべきであり、国が地方税を活用することは慎重でなければならない。様々な創意工夫で産業振興や地域活性化に取り組んでいる市町村の貴重な自主財源を、国の政策のために奪うようなことは、地方税財源を充実させて地方分権を推進するとの基本的方向性からも逆行している。

固定資産税は、1.4%という低い税率で、資産を保有する期間毎年度課税するものである。投資を促進するという政策目的から固定資産税の軽減措置を講じても、強い投資促進効果を産むのか疑問がある。さらに、企業の経常的な更新投資なども対象になってしまうなど、投資促進との政策目的に比して効果的・効率的な手段であるとは言い難い。

なお、償却資産には、「構築物」、「機械及び装置」、「工具・器具及び備品」等の区分があるが、そのうち関係省庁からの要望内容の1つとして

出されている「機械及び装置」のみに広く特例措置を講じることは、税制上の合理性を欠く。さらに、企業から申告された資産区分の確認等に当たって、市町村の税務実務上の困難も生じかねないと考える。

これらの問題点に加えて、償却資産に対する固定資産税については、平成 23 年度で約 1.6 兆円にのぼる税額となっており、個々の市町村で見ても税収の大半を償却資産税収が占めるような団体もあるなど、その財源的な重要性が極めて大きい。以上指摘した問題点と市町村にとって重要な財源となっていることから見て、これを廃止・縮減することは不適當である。

(2) 津波被災区域における課税免除等の特例について

東日本大震災に係る津波被災区域における固定資産税の課税免除等の特例は、広い地域にわたり、非常に多くの土地・家屋が被害を受けたこと、市町村の行政機能も大きく損なわれたことといった被災直後の状況を受けて講じられた措置である。

平成 26 年度以降の特例の取扱いについては、土地等の使用状況等を踏まえ、対象区域が縮小してきていること、適用状況が市町村ごとに様々となっていること、市町村の行政機能が回復していること等を踏まえつつ検討すべきである。

その際、課税免除対象の土地・家屋の中には、課税の前提となる評価が行われていないものも存在するため、平成 27 年度に 3 年に一度全ての土地・家屋の評価額を見直す「評価替え」が行われることも勘案すべきである。

5 ゴルフ場利用税のあり方

ゴルフ場利用税については、消費税との二重課税であるとの理由や、スポーツ振興の妨げになっているとの理由により、その廃止を求める要

望が関係業界団体や関係省庁からなされているが、次に述べるとおり、当審議会としては、ゴルフ場利用税の廃止には理由がなく、不適當であると考えます。

ゴルフ場利用税は、直接消費税であり、最終的な消費行為そのものを対象として課される税である。消費行為に対する課税は、その消費行為が行われる地方自治体において課税されるのに適したものであり、かつては遊興飲食税、娯楽施設利用税といった地方税が課税されていたところである。消費税の創設により、それらの多くは廃止されたが、消費行為に対する課税は、今なお地方税にふさわしく、課税範囲が広く消費一般に課される消費税とは課税の趣旨が異なるものである。また、スポーツ振興の妨げになっているという指摘については、既に、18歳未満の年少者、70歳以上の高齢者、障害者等の利用に非課税措置を設け、ゴルフ人口の裾野の拡大や生涯スポーツの実現に十分配慮してきている。したがって、廃止を求める側が主張する理由には妥当性がない。

我が国のゴルフ場の多くは、山林原野を切り開いて開設されているため、その開設が周辺環境に大きな影響を与えている。このため、地方自治体においても、地滑り対策、洪水対策等の災害防止対策、水質・農薬調査等の行政サービスを行う必要がある。このような地方自治体の行政サービスは、ゴルフ場と密接に関連している。当該地方自治体の区域外から来場することが多いゴルフ場の利用者が、特段の負担を負わずにこれらの行政サービスを享受することは不公平であり、利用者にも負担を求めるべきである。

また、ゴルフ場の利用に係る費用は、今なお、他のスポーツと比較して高額であり、ゴルフ場の利用者の支出行為には十分な担税力が認められることから、負担を求めることは妥当であるといえる。

ゴルフ場利用税は、その税収の7割が市町村に交付されており、特に財源に乏しく山林原野の多い市町村の貴重な財源となっている。これに

代わる財源も考えられない中、ゴルフ場利用税を廃止することは、地方財政に甚大な影響を与えるため適当ではない。また、消費税率の引上げに際して、低所得者対策が大きな論点となっている中で、そもそも課税根拠が異なるゴルフ場利用税について、税負担の軽減を行うことには慎重であるべきである。

6 個人住民税の非課税限度額

個人住民税は、地域社会の費用を住民がその能力に応じて広く負担を分かち合うという「地域社会の会費」的性格を有するものである。個人住民税の非課税限度額は、個人住民税の基本的な性格を踏まえつつも、低所得者層の負担を考慮し、生活保護基準額程度の所得の方を非課税としようとする制度である。

非課税限度額の水準は、均等割については前年の生活扶助基準額を、所得割については前年の生活保護基準額の水準を勘案して設定してきたところである。生活扶助基準については、近年の物価の変動等を勘案し、必要な適正化を図ることとされ、平成 25 年 8 月より 3 年間で段階的に引き下げることとなった。

非課税限度額については、現時点での生活扶助基準額が、平成 26 年 4 月の消費税率引上げ分の影響が加味されたものではないこと、3 年かけて段階的な引下げが行われる経過措置的な期間にあること等を踏まえ、制度の安定性にも配慮しつつ、その適切な水準について検討すべきである。

7 その他

(1) 航空機燃料譲与税

航空機燃料譲与税は、航空機騒音による障害防止対策や空港周辺整備の問題に対応するため、航空機燃料税の一定割合を空港関係自治体に譲与し、空港対策の財源の充実確保を図るものである。

平成23年度税制改正において、平成23年度から平成25年度までの間、航空機燃料税の税率を引き下げる特例措置が講じられたが、これに伴う地方の減収が生じないように、譲与割合が13分の2から9分の2に引き上げられている。

今年度末に税率の特例措置が期限切れになるため、関係省庁から特例措置の延長要望が出されているが、航空機燃料譲与税は空港関係自治体の貴重な財源となっていることから、地方の減収が生じないようにすべきである。

航空機燃料譲与税の騒音世帯数割の算定に用いられている「航空機騒音に係る環境基準」（環境省告示）で定められた評価指標が、WECPNL（通称「W値」）からLdenに変更された。

これに伴い、騒音世帯数割の対象団体、騒音世帯数が減少し、現行の譲与基準のままでは譲与税の配分が大きく変動し、一部の団体に譲与税収が集中してしまうこと、昨今は空港対策事業に占める空港関連施設整備費の割合が大きくなっていることを踏まえ、譲与基準について、着陸料割の譲与割合を増やす方向で見直すべきである。

（2）指定都市への事務移譲に伴う措置

指定都市は他の市町村と比較して特に規模が大きく、能力も高いことから、現行でも様々な事務が都道府県から指定都市に移譲されている。都道府県と指定都市との間で指摘されている「二重行政」を解消するため、指定都市が処理できる事務については、できるだけ指定都市に移譲することが望ましい。

その際に、事務の移譲により指定都市に新たに生じる財政負担については、適切な財政措置を講じる必要があり、まとまった財政負担が生じ

る場合には、税源の配分も含めて財政措置のあり方を検討すべきである。

今月 14 日に、指定都市側と関係道府県側の間において、県費負担教職員の給与負担等について、道府県から指定都市へ移譲することに合意した。また、この事務移譲に伴う財政措置として、個人住民税所得割の 2% を道府県から指定都市に税源移譲するとしている。今後、合意内容に沿った措置を適時、適切に行うべきである。

おわりに

政府は、デフレからの早期脱却と経済再生を実現すべく、「大胆な金融政策」、「機動的な財政政策」、「民間投資を喚起する成長戦略」からなる「三本の矢」を一体として強力に推進している。その成果は徐々に発現しつつあるが、景気回復の実感は、いまだ全国津々浦々まで届いていない。

地域の再生なくして日本の再生はない。地方自治体は、厳しい財政状況の中で、地域経済の活性化に懸命に取り組んでいる。自らの発想で特色を持った地域づくりができるようにするためには、その基盤となる地方税源を充実させるなど、地方税の原則に沿った税体系を構築することが必要である。

今後の地方税制改正に当たっては、本意見で述べた地方税の原則に沿った議論が行われ、地方税のあるべき姿を実現するよう期待する。